

議事日程(第1号)

平成29年12月6日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について
- 日程第 8 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議案第61号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第62号 須恵町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第63号 須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第64号 志免町町道路線認定の承諾について
- 日程第 8 議案第65号 平成29年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 9 議案第66号 平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第67号 平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第68号 平成29年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

出席議員(14名)

1番	児玉 求	2番	世利 孝志
3番	白水 勝元	5番	三角 栄重
6番	田ノ上 真	7番	松山 力弥
8番	猪谷 繁幸	9番	田原 重美
10番	合屋 伸好	11番	原野 敏彦
12番	三上 政義	13番	柴田 真人
14番	今村 桂子	15番	三角 良人

欠席議員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長	吉松 良徳	係長	船井 智枝
----	-------	----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町長	中嶋 裕史	副町長	平松 秀一
教育長	安河内 文彦	総務課理事	満行 誠
上下水道課理事	石井 浩二	健康福祉課理事	小林 はつみ
住民課長	梅野 猛	子ども教育課長	御手洗 文生
税務課長	合屋 浩二	地域振興課長	稲永 勝章
健康福祉課長	長澤 義一	都市整備課長	甲木 圭二
上下水道課長	世利 昌信	まちづくり課長	平山 幸治
社会教育課長	吉川 聡士	会計管理者	今泉 俊裕
総務課課長補佐	諸石 豊	監査委員	百田 清二

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

今年は秋がなくて、急に冬になったような状態でございます。先日の報道によりますと、インフルエンザのワクチンが不足しているということでございます。特に感染力が強いので、かかった場合は本人じゃなく他人に迷惑かけます。皆さん、養生してください。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出がっており、許可したいと思えますのでよろしく願います。

ただいまから平成29年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦君。

○議会運営委員長（原野 敏彦） おはようございます。

平成29年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

去る11月27日午前10時より議会運営委員会を開催し、本定例会の運営について協議・検討をいたしました。

今回提出された案件は、議案が8件、議員提出議案が2件でございます。

会期は、本日12月6日から12月13日までの8日間としております。

委員会付託につきましては、総務建設産業委員会6件、文教厚生委員会1件、予算審査特別委員会2件で、11日の各常任委員会前の午前9時半より工事現場視察を行います。

一般質問は12月8日午前9時から行い、終了後全員協議会を特別会議室において開催いたします。

12月13日、最終本会議では、議案8件と議員提出議案2件の採決を行うようにいたしております。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題とします。

第4回定例会の会期を、本日から12月13日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を、本日から12月13日までの8日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指名について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、5番議員、6番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 諸報告を申し上げます。

その前に、29年度の第4回の定例会を招集いたしましたところ、全員御出席のもとに、師走の忙しい中御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。

人事院勧告に伴う給与等改定について

それでは、諸報告を申し上げますが、この報告書によりますと、総務課の人事院勧告。これが8番目になっておりますが、これを1番目に繰り上げたいということで、あと順次繰り下げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

人事院勧告に伴う給与改定についての総務課の諸報告でございますが、人事院のほうは、平成29年8月の8日、国家公務員の給与改定について国会及び内閣に勧告をいたしておりまして、政府は、人事院勧告のとおり実施を閣議決定いたしております。

衆議院解散後召集されました特別国会では、人事院勧告に基づいた国家公務員の給与に関する改正が審議されておりますが、改正法の成立が12月にずれ込んでおり、このことについては、総務副大臣から、地方公務員の給与改定の実施は、国における給与法の改正の措置を待って行うべきであるというふうに通知が来ておりますので、以上のことから、町議会議員報酬、特別職報酬、一般職の給与条例の改正につきましては、例年、12月に議会提出しているところでございますが、今回は、次の議会、いわゆる臨時会か定例会、定例会ですと3月ということになりますが、させていただきたいと思っておりますので、その旨よろしく願いいたします。

須恵町オープンイノベーションセンターSUENOB Aについて

次に、須恵町オープンイノベーションセンターSUENOB Aについて御報告を申し上げます。

須恵中央駅前に建設しておりました須恵町オープンイノベーションセンターSUENOB Aが完成をいたしております。11月の13日に開所式を開催いたしました。開所式には、議会、それから企業クラブ、商工会、それからワーキンググループメンバー、それから株式会社SUENOB Aの関係者、約50名の参加をいただきました。

この施設は、国の補助金、地方創生加速化交付金により建設したもので、株式会社SUENOB A事務所、また、町内企業・事業者の共同オフィス、会議室や研修室、セミナー会場や展示会場として使用していただきたいと思っております。

今後は、株式会社SUENOB Aが主となり、須恵町企業版地方創生事業に挑戦してまいります。まずは、町内事業者のさまざまな支援を行って、さらには町内外のSUENOB A会員を募り、福岡

都市圏への進出支援及びビジネスチャンスを支援してまいりたいと思っております。

事業協同組合の設立や会員の定着など、軌道に乗るまではしばらくかかると思いますが、今後とも議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げます。

平成32年度次期学習指導要領に向けた取り組みについて

次に、32年度の次期学習指導要領に向けた取り組みについて申し上げます。

平成32年度から次期学習指導要領が完全実施されることで、小学校に外国語が必須教科となります。5年、6年生は外国語の授業、3年生、4年生は外国語活動が取り入れられることとなります。

この外国語科導入の移行措置といたしまして、本町では本年度から3カ年の計画で、須恵第2小学校を外国語教育推進モデル校として指定し、外国語科に向けた研究を重ねて、平成32年にはスムーズに実施できるよう体制づくりをいたしております。

外国語科がふえることで、現在の授業時数に年間70時間の授業及び外国語活動の時数確保が必要となってまいります。

この年間70時間という授業実施のために、現在も行っております土曜出校日をさらに数日ふやし、実施することになりますが、このため、長期休暇期間中の出校日の取り扱いが変更になるために、教育委員会と学校において協議してまいりたいと思っております。決まり次第、また、お知らせをしたいというふうに思います。

第3学童保育所施設整備工事について

次に、第3小学校の学童保育所整備工事についてでございますが、11月16日の入札会で工事業者が決定いたしました。工期を11月の22日から翌年1月末までの工事となります。この工事は、国庫補助である子ども子育て支援交付金と福岡県放課後児童クラブ設置促進事業補助金により、補助対象事業として実施するものでございます。

工事概要といたしましては、総工費は約1,900万円、補助基準額が上限の1,200万円で、国、県それぞれ補助率3分の1となっております。

工事内容は、これまで保育所として使っておったわけでございますが、乳幼児が利用していた別棟教室の幼児用のトイレを解体いたしましてフローリングにいたします。これによって、部屋が最大限使えるようになります。そして、トイレを小学生が利用できるよう外側に張り出して設置をいたしたいと思っております。

また、本館棟につきましては、昭和61年建築で約30年経過いたしておりますので、廊下の板張りに傷が入っているというようなことで、それと、事務室の廊下の一部を張りかえをいたします。完成後速やかに移動し、学童保育を実施することといたしております。

第3学童保育所につきましては、第3小学校の空き教室等を利用しておりますが、年々、学童保育所のニーズが高まり、低学年を中心に申し込み者がふえております。待機児童を出すほどになってお

ります。

この移動措置を取ることで、施設規模が拡大され待機児童解消につながるものと期待しているところでございます。

須恵第三小学校屋根防水・外壁改修工事について

次に、第三小学校屋根防水、外壁改修についてでございます。

須恵第三小学校は平成5年に開校いたしまして、建築後24年が経過いたしております。大規模改修工事の対象に当たりますが、平成になって建設された施設でありまして、施設美化に努めていただいております。劣化が少なく大規模改修とまではいかないものの、天井からの雨漏り、外壁の剥離等があり落下の危険性があります。

この時期に改修することで、施設の長寿命化が図られます。今回の工事は、予防保全的改修と考え、外壁修繕及び屋根防水工事を平成30年度から3カ年計画で、長期休暇期間中を利用して実施することといたしております。

総工費は、概算であります約2億5千500万円ほどかかる予定でございます。

住民基本台帳人口2万8,000人達成について

次に、住民基本台帳の2万8,000人達成についてでございますが、住民基本台帳人口が2万8,000人を達成いたしました。順調に、今、伸びておりまして、11月10日に須恵町総合計画の将来目標人口の2万8,000人に達成をいたしました。

記念すべき2万8,000人目は、出生届けによる赤ちゃんで、上須恵区の爰野叶成君でありました。ささやかではありますがセレモニーを行い、2万8,000人目の証明書と記念品ということで養生みそセット、いわゆる陶翔窯のみそ壺も含んでおるわけですが、それを贈らせていただいております。

記念すべき赤ちゃんの叶成君の健やかな成長と御家族の御多幸を心からお祈り申し上げます。

平成27年国勢調査の結果速報では、福岡県内では16の市町村で増加、44の市町村で減少いたしております。須恵町は、数少ない増加市町村の中でありまして、人口増加率は、県内で5番目4.72%増でございました。

人口増加率、これは、議員各位を初め区長及び町民各位の魅力ある地域づくりの成果であり、町が行いました子育て支援、福祉、教育、インフラ整備等の定住促進政策が功を奏した結果だというふうに思っております。

今後とも、町民の皆様には、さらなる人口増を目指して、元気ある須恵町づくりに着実に、堅実に進めてまいりたいというふうに思っております。

国保制度改革の現状報告と今後のスケジュールについて

次に、来年の4月から施行されます国民健康保険制度改革の現状報告と今後のスケジュールについ

て報告いたします。

国保財政の構造的な問題を解決するために、来年の4月から県が財政運営の主体となる、制度始まって以来の大きな改革が行われます。県は、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払う保険給付費等交付金により、国保財政の入りと出を、国保特別会計を設置し管理することになります。

また、市町村は、県の示す標準保険料率を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収入率に基づき保険料率を定め、保険料を賦課、徴収し、国保事業費納付金を納めることになります。

11月下旬、その納付金及び標準保険料率の第1回算定結果が県から示されました。この算定結果は、平成30年度から公費拡充を反映させ、算定に必要な各種係数を国が仮に示したものを参考にしたものであります。

また、制度改正により、平成30年度国保事業納付金被保険者1人当たりの金額が、平成28年度を納付金ベースに直した場合の金額より大きかった場合は、抑制する措置、いわゆる激変緩和措置の方向性も、国の公費及び県繰入金を投じて行う方向でございます。国が確定係数を示して、最終的な算定結果を県が示すのは来年の1月初旬となります。もう1カ月ぐらいの予定でございます。

算定結果を踏まえまして、平成30年度の国保事業納付金を納めるために、須恵町国保健康保険の税率をどのようにするか国保運営協議会に諮り、その結果を参考に、次の3月議会に国保税条例の改正を提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

みそづくり教室の終了について

最後に、みそづくり教室の終了についてでございますが、昭和54年、全国でも珍しく食からの健康づくりを政策に取り入れた健康課を新設いたしました。

町民皆様には、安心・安全な食を自分の手でつくっていただくための事業の一つとして、昭和61年から皿山公園の所に農産加工センターを建てて、みそづくり教室を始めました。町民皆様には、麴をつくることから携わっていただき、3日間で仕込みみそをつくり、自宅で発酵・熟成していただくという教室でございます。

このみそづくり教室は、30年以上手づくり養生みそとして、皆様に大変愛されておりますが、健康課発足当初の自分でみそをつくるという目的は達成したと思われまますので、本年度で終了させていただくことにいたしました。

11月広報にも掲載し周知徹底しておりますが、今日まで教室で学ばれたことを生かし、家庭で簡単にみそづくりができるよう、本年度より麴の予約販売も開始いたしております。今後は、麴のみでなく仕込みみその販売も予定しておりますので、ぜひ、御家庭で熟成させて、オリジナルなみそをつくっていただきますようお願い申し上げます。

また、初めてつくられる方にはレシピをお渡しし、手軽にできるように保健センター調理室で、食

生活改善事業として、みそづくり教室を考えております。従来どおり養生みそとしては、地域活性化センターの中の自然食販売所等で米・麦・合わせの3種類を販売いたす予定でございます。長年の事業について御協力ありがとうございました。

先日、12月の1日、2日で町イチ、村イチというのが東京国際フォーラムで開催されましたが、うちが持って行った養生みそのこの3種類は、1日の午後7時まで販売ですが、3時にはもう完売したということで、隣が志免町でしたが、志免町の方も売ってやろうということで、志免町まで完売しましたが、篠栗の分はそこまでいきませんで、篠栗は売れ残ったということでございますが、非常に早くうちのほうは売れてしまった。うちはみそだけしか持って行っとらんやったんですけど、早く売れてどうしようもないような状況でございました。

以上、報告終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案の時にあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。松山君。

○議員（7番 松山 力弥） 今、町長の報告を受けたけど、まずもって住民課の報告でございますけども、2万8,000人に達したことは、非常に私たちにとっても、この人口減少の中でもふえてるということで喜ばしいことと思っております。

それも、町長4期、そろそろ16年になるわけでございますけども、町長個人の問題で質問させていただきますが、今、須恵町のオープンイノベーションセンターもできたばかりでございますし、また、今、言いましたように、町長が目指した住みよいまちづくりに、それが皆さん功を奏して、この人口達成ができたと思っておりますけども、町長におかれましては、あと5カ月ですね。6カ月切ったわけでございますけども、これだけ町長の手腕でできたことでございますけども、5期目を目指して、また来年立候補するののか。

もし、ここで答えができれば、できるだけの答えで結構でございますので、御答弁よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 私事の質問の機会をいただきまして、お答えさせていただくことをほんとに光栄に思っておりますが、本町は、私の前の町長、吉松昭幸町長の時の私が最後の特別職でございました。

昭幸町長が目指したのは、特別職の70歳定年制ということでございます。私、来年の4月までは69歳でございますが、5月になりましたら70歳になりますので、ちょうど区切りでございます。

昭幸町長から「お前、なるとは意外と簡単なれるぞ」と。「やめるのをなったときにいつやめるか

を考えとけ」という話でございまして、私は来年の4月をもって退任をさせていただきたいという思いを持っております。

確実に来年の4月やめるわけでございますが、これからの町政というのは、僕はアナログとデジタルで例えて、例えようが難しいかも知れませんが、我々がやってた町政というのはアナログですよ。歯車が回って、20と10の歯車であれば、こっちが2分の1であったら、こっちが倍動く。

そういうふうなアナログ的なことはわかっておったわけでございますが、これから地方創生というのは見えない部分、そして、町が経営をするというふうな状況になってまいります。

これには、新しいノウハウ、そして、それに精通した、ど素人ではちょっとできないという状況がありますので、これに精通した人につなげていきたいというふうに思っております、来年の4月30日をもって退任をさせていただきます。

やめる場合は、人に聞くということじゃなくて、自分で決めるということにいたしておりますので、以上でございます。

よろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） 松山君。

○議員（7番 松山 力弥） ありがとうございます。

あと残りの任期を支障のないようにつないでいただきますようお願いしまして、私の質問のお礼を言います。ありがとうございます。

○議長（三角 良人） ほかに。——これにて質問を終結します。

日程第4. 議案第61号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） おはようございます。

議案書のほうは1ページをお願いいたします。

議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてでございます。

さきの9月議会では、補正予算第2号の議決をいただいところでございますが、その直後に衆議院の解散がありまして、10月22日の衆議院議員総選挙投票事務に係る予算が必要となりました。しかながら、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項により、9月28日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入支出補正予算書で御説明いたします。

まず、別冊の1ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,045万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億5,523万4,000円とするものです。

2項では、補正の款項の区分及び金額並びに補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入です。14款3項県支出金委託金は850万円。これは国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に基づきまして、衆議院議員総選挙の執行に必要な経費を算定、交付されるものです。不足分につきましては、次の18款繰越金で手当てしております。

次の3ページの歳出をお願いいたします。

2款4項総務費選挙費1,045万6,000円。衆議院議員総選挙費の予算で、内訳としましては、投開票立会人報酬、事務従事者時間外手当、臨時雇賃金、システム改修費、選挙公報配布業務委託料、ポスター掲示板などがございます。

以上のとおり報告をいたします。

○議長(三角 良人) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第61号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(三角 良人) 御異議なしと認めます。よって、議案第61号平成29年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分についてを予算審査特別委員会に付託します。

なお、特別委員会の正副委員長については、調整ができておりますので報告します。委員長に今村桂子君、副委員長に松山力弥君であります。

日程第5. 議案第62号

○議長(三角 良人) 日程第5、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。合屋税務課長。

○税務課長(合屋 浩二) おはようございます。

議案書の2ページをお願いいたします。

議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由は、このたび須恵町税条例の精査を行い、過去からの改正の経過を見直し、適切に整備さ

れているかを検証した結果、当該条例の一部を改正する必要が生じたので、提案するものでございます。

次のページ3ページから10ページまでが改正分と附則で、11ページから49ページまで新旧対照表となっております。

改正点といたしましては、現在まで、総務省通知によりかなりの量の税法改正が毎年行われ、法令の制定、改廃に伴う条文の追加、条項ずれ等の整理、改正漏れ、表記の追加・改め、誤字・脱字、句読点等の文言の整理を行っております。主なものについて新旧対照表で説明いたします。

11ページをお願いいたします。第8条徴収猶予に係る町の徴収金の分割納付、または分割納入の方法につきまして、次のページの第5項まで条文の追加でございます。

22ページをお願いいたします。第34条の7寄附金税額控除は、町長が別に指定するものを福岡県税条例第20条の5の3第3号の規定に基づき、福岡県が指定したものに改め、福岡県と合致させるための所要の規定の整備でございます。

それから、その下につきましては、他の条項でも出てまいります、イ・ロ・ハの表記をア・イ・ウの表記に改めるものでございます。

45ページをお願いいたします。附則第12条の2宅地道に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例について、整備漏れの分を現行に沿うよう整備するものでございます。

49ページをお願いいたします。附則第3条による改正、81条の2日本赤十字社の所有する軽自動車税に対する軽自動車の非課税の範囲について、福岡県の非課税の範囲と合わせるための所要の規定の整備でございます。

恐れ入りますが、10ページに戻っていただきまして、附則第1条施行期日につきましては、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

今回の改正内容の詳細につきましては、委員会で説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第62号を総務建設産業委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第62号須恵町税条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第6. 議案第63号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） では、議案書は50ページをお願いいたします。議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

提案理由としまして、個人情報保護法等改正法が平成29年5月30日から施行され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

改正内容としましては、条例中の用語の定義を明確化するとともに、人種、信条、犯罪の経歴等本人に不利益が生じないように、新たに要配慮個人情報を規定したものでございます。

では、55ページの新旧対照表をお願いいたします。目的第1条3行目の鑑みをひらがな表記から漢字表記へ文言の整理をしております。このような条例自体には直接影響のない改正が随所に出てまいります。以下、その説明は省略させていただきます。

定義第2条では、個人情報の定義を明確化しております。第2号のアでは、氏名・生年月日、文書、図面等を示し、次のページになりますが、4行目のイでは、個人識別符号が含まれるものとしております。これは、顔認識データや指紋認識データ、旅券番号、マイナンバーなどを指しております。

第3号には、本人の人種・信条といった要配慮個人情報を新たに追加しております。以下、号ずれがありまして、第8号には、本人を用語として改めて定義しております。

第6条の個人情報取扱事務の届け出等には、追加で第7号に要配慮個人情報を、次のページになりますが、第7条の個人情報の収集の方法及び制限では、第2項でさきに定義いたしました本人を示し、第3項ではさきに追加しました定義の要配慮個人情報に言いかえます。

次のページをお願いします。4行目になりますが、実施機関の開示義務第13条では、当該自己情報の開示につきまして、国が示したところに沿って改正しております。本文中の非開示情報につきましては、第1号以下、60ページの第7号にわたり、詳細を示しております。60ページのものまでよろしくをお願いします。

次に、下のほうになりますが、自己情報の一部開示第14条では、同様に国が示したところに沿い、ただし書きを削るなどを改正し、次のページの第2項で一部開示ができる場合を明確化しております。

次のページをお願いします。62ページになります。第24条訂正等の請求の手続き第2項では、準用規定に第11条第3項を追加しております。これは代理人による開示請求になります。

第27条の2情報提供等記録の提供先等への通知では、第19条第8号に規定する紹介者、提供者への通知をここで追加しております。

次のページが最後になりますが、ここでは文言の整理でございます。

54ページに戻っていただきまして、附則施行期日でございます。施行期日1項、この条例は公布の日から施行する。2項には経過措置を示しております。

以上のとおり、よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第63号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号須恵町個人情報保護条例の一部を改正する条例を総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第64号志免町町道路線認定の承諾についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲木都市整備課長。

○都市整備課長（甲木 圭二） おはようございます。

議案書は64ページをお願いいたします。議案第64号志免町町道路線認定の承諾について、御説明申し上げます。

道路法第8条第4項の規定により、別紙志免町町道路線認定の承諾をしたいので、本議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、道路法第8条3項の規定により、須恵町域内に志免町町道路線の認定を行うため、志免町長から承諾を求められたので、同条第4項の規定により提案するものでございます。

次の65ページに位置図、認定予定箇所図を添付しております。志免町道名田富50号線。赤色実線部が行政境でございます。起点、須恵町大字旅石68番11地先から、終点志免町田富2丁目535番9地先とする、延長120メートルの認定予定路線の内、須恵町区域内に延長49メートル、幅員4メートルの志免町所有の道路が存在しており、図示しております青色実線箇所の承諾を求めるものでございます。

なお、路線の認定がなされますと、維持管理につきましては、志免町が全て行うことになるものであります。

以上、御審議方よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第64号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号志免町町道路線認定の承諾についてを総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課理事。

○総務課理事（満行 誠） では、議案書は66ページをお願いいたします。

議案第65号平成29年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、別冊のとおり提出するので、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の8ページをお願いいたします。平成29年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億695万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ87億6,218万8,000円とするものです。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等々は、第1表歳入歳出予算補正によります。

第2条では、第2表「債務負担行為補正」で追加と変更を行います。

次の9ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入になります。主なものといたしましては、13款1項国庫負担金1,604万3,000円の補正。主に歳出予算の障害者支援、自立支援給付費2,500万円の補正に対します、国庫負担2分の1。次の14款1項の県負担金802万1,000円では、4分の1の負担補正を行うものです。

14款2項県補助金2億3,011万9,000円。主に保育所等整備事業費県補助金でございます。町の歳入を通しまして、先月開所をいたしました認定こども園明道館に同額を補助金補正するものでございます。

15款2項財産売払収入107万円は、町有地の売払収入で、同額を歳出予算2款1項の総務管理費で、財政調整基金へ積み立てするものでございます。

18款1項繰越金4,866万8,000円。現計予算額は1億8,400万6,000円となりまして、前年度の決算実質収支額からは、この時点で7,529万円を留保しておくこととなります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

全体的に職員給の補正につきまして、冒頭の町長諸報告でございましたとおり、人事院勧告に伴う補正は、次回議会で補正予算を提出予定でございます。ここでは、当初予算算定時と4月異動後の算定による過不足を補正しております。

既に、9月議会で2,500万円余り補正しておりますので、今回は各費目ごとに増減はございますが、合計では減額の374万円の人件費の補正としております。

それでは、歳出。人件費以外の主なものを御説明いたします。

2款1項総務管理費2,329万8,000円。オープンイノベーションセンターSUENOBAの活動助成金のほか、職員派遣15人含む九州北部豪雨支援費などが主な補正でございます。

2項町税費減額695万2,000円。人件費の増減が主ですが、町税過誤納還付金200万円が含まれております。

3款1項社会福祉費3,204万5,000円。主に障害者支援費、自立支援給付費2,500万円、地域活性化センターホール照明改修350万円などがございます。

2項児童福祉費2億4,866万1,000円。先ほど歳入補正の県補助金で申しました明道館に対します保育所等整備事業費補助金が主なものでございます。

4款衛生費から8款土木費までは、人件費の補正がほとんどでございます。

9款1項消防費108万円は、庁舎屋上にごございます雨量観測装置が破損いたしましたので、その購入になります。

10款教育費1,799万1,000円は、要保護、準要保護扶助費などはございますが、そのほかほとんどは職員給などの人件費の補正でございます。

12ページをお願いします。第2表の債務負担行為補正でございます。

1、追加でタブレット導入通信運搬費。期間は平成30年度から31年度まで。限度額を252万とするものです。これは来年4月から、議員さん方と同様に管理職と総務課長補佐、議案担当職員がタブレット利用を開始するための債務負担行為でございます。

次に、コミュニティバス運行事業。期間は平成30年度から32年度まで。限度額を3,750万円とするものです。現在、27年度から29年度まで今泉タクシーに業務委託しております運行事業でございます。

2、変更。広報すえ印刷製本費。本誌フルカラー化に伴う限度額の変更で、変更前1,341万7,000円を1,487万4,000円とするものです。

以上、別冊のとおり補正予算を本議会に提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第65号を、先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号平成29年度須恵町一般会計補

正予算（第4号）を予算審査特別委員会に付託します。

日程第9. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の67ページをお願いいたします。

議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成29年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の41ページをお願いいたします。平成29年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ429万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を38億1,635万6,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。今回の補正は、人件費関係のみの補正でございます。

次のページ42ページをお願いします。まず、歳入からです。8款繰入金1項他会計繰入金429万8,000円の減額補正は、給与費等繰入金の減額です。

続いて、43ページ歳出でございます。1款総務費1項総務管理費429万8,000円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の減額です。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第66号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号平成29年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を文教厚生委員会に付託します。

日程第10. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） おはようございます。

それでは、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の48ページをお願いいたします。

平成29年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ578万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,306万2,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

49ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。6款1項繰越金、補正額578万1,000円は、収支調整により増額するものでございます。

50ページをお願いいたします。歳出です。1款1項総務管理費、補正額24万7,000円の減額は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額602万8,000円は、人事異動に伴う人件費及び公共枅設置増に伴う工事請負費とマンホールポンプ修繕による需要費の増額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号平成29年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

日程第11. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。世利上下水道課長。

○上下水道課長（世利 昌信） それでは、議案書の69ページをお願いいたします。

議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり

提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の55ページをお願いいたします。

第1条、平成29年度須恵町の水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款第1項営業費用、補正額686万4,000円の減額は、人事異動による減額でございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号平成29年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を総務建設産業委員会に付託します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月8日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時02分散会
